

あつせん委員及び仲裁委員対象者の指定に係る関係条文

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

（電気通信設備の接続に関するあつせん）

第一百五十四条

- 1、2（略）
- 3 委員会によるあつせんは、委員会の委員その他の職員（委員会があらかじめ指定する者に限る。次条第三項において同じ。）のうちから委員会が事件ごとに指名するあつせん委員が行う。
- 4～6（略）

（電気通信設備の接続に関する仲裁）

第一百五十五条

- 1、2（略）
- 3 仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、委員会が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員会の委員その他の職員のうちから委員会が指名する。
- 4（略）

（準用）

第一百五十六条

- 前二条の規定は、電気通信設備の共用に関する協定について準用する。（以下略）
- 2 前二条の規定は、卸電気通信役務の提供に関する契約について準用する。（以下略）

（その他の協定等に関するあつせん等）

第一百五十七条

電気通信事業者間において、電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要なものとして政令で定める協定又は契約（第三項において「協定等」という。）の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。

- 2 第一百五十四条第二項から第五項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。
- 3 電気通信事業者間において、協定等の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。
- 4 第一百五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

（電気通信事業紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）

第二十七条の三十五

免許等を受けて無線局（電気通信業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とするものに限る。以下この条において同じ。）を開設し、又は免許等を受けた無線局に関する周波数その他の総務省令で定める事項を変更しようとする者が、当該無線局の開設又は無線局に関する事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等に対し、妨害を防止するために必要な措置に関する契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、当該他の無線局の免許人等が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、電気通信事業紛争処理委員会（電気通信事業法第百四十四条第一項に規定する電気通信事業紛争処理委員会をいう。第三項及び第五項において「委員会」という。）に対し、あつせんを申請することができる。

- 2 電気通信事業法第百五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。（以下略）
- 3 第一項の規定による協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。
- 4 電気通信事業法第百五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。
- 5（略）

電気通信事業紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）（抄）

（名簿の作成）

第七条

委員会は、事業法第一百五十五条第三項（事業法第一百五十六条第一項及び第二項並びに第一百五十七条第四項並びに電波法第二十七条の三十五第四項において準用する場合を含む。第九条において同じ。）の規定による委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならない。

- 2 前項の名簿の記載事項は、総務省令で定める。

電気通信事業紛争処理委員会手続規則（平成十三年総務省令第百五十五号）（抄）

（名簿の記載事項）

第二条

令第七条第二項の総務省令で定める名簿の記載事項は、次に掲げるものとする。

- 一 氏名及び職業
- 二 経歴
- 三 任命及び任期満了の年月日